

参考資料編

諮問

平成22年7月8日

つくば市生涯学習審議会会長 様

つくば市長
市原 健一

下記の事項について、理由を添えて諮問します。

記

1. 諮問

公民館の今後のあり方について

2. 諮問理由

公民館は、社会教育法に基づく施設として講座の開設など学習機会の提供や部屋の貸出など社会教育団体への支援を行っている。

しかし、人々の学習需要や考え方は、時代の変化とともに多様化、高度化している状況である。

このため、本市は平成18年に「つくば市生涯学習推進基本計画」を策定し、生涯学習の目的とその推進について「個々人の自己実現を図る学習活動とともに地域社会の様々な課題を解決していく学習を含んでいることから、総合行政として自治体の全部局で取り組まなければならない」と、その方向性を示した。

また、平成20年には、市内の横断的な連携をより深め、市民の多様なニーズに沿ったまちづくりを一層進めていくために生涯学習課を教育委員会から市長部局に移行した。

こうした状況の中にあって、これからの公民館は、その役割や利用の幅を広げ、市民の利便性向上を図るため、市の生涯学習の方向性に見合った施設として、またコミュニティ形成など多様な市民ニーズに応えられる施設として見直す時期にきていると認識しているところである。

以上の点を踏まえ、公民館の今後のあり方について、市民に身近に感じられ、誰もが利用しやすい施設にするための方策を具体的に検討し、計画的に施策を実施するために、意見を求めるものである。

答申

平成22年8月17日

つくば市長
市原 健一 様

つくば市生涯学習審議会
会長 荒木 勉

「公民館の今後のあり方について」

1. はじめに

公民館は、現在、社会教育法に基づく施設として講座の開設など学習機会の提供や部屋の貸出など社会教育団体への支援を行っている。

しかし、人々の学習需要や考え方は、時代の変化とともに多様化、高度化している状況である。

こうした状況の中にあつて、公民館は、その役割や利用の幅を広げ、市民の利便性向上を図るため、現在の生涯学習の方向性に見合った施設として、またコミュニティ形成など多様な市民ニーズに応えられる施設として見直す時期にきている。

このことから、平成22年7月8日、市長から「公民館の今後のあり方について」の諮問を受け、当審議会で審議を重ねた結果、答申するものである。

2. 公民館に関する国の動向について

公民館は、昭和24年に社会教育法の制定により、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的として設置された。

しかし、都市化や核家族化の進展とともに、昭和48年に自治省通知によりコミュニティ振興政策が進められ市町村にコミュニティセンターの設置が図られた。

また、平成10年の中央教育審議会において、今後の地方教育行政の在り方について、地域コミュニティの拠点としての公民館の活用が十分ではないという課題が提起されている。

なお、平成20年の補助金等適正化中央連絡会議の決定事項を受け、公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、概ね10年を経過したものについては、補助目的を達成したとみなすことが決定されたことから、近年、国においては、公民館からコミュニティ施設への移管を促す動きが伺える。

3. 教育委員会から市長部局へ移管することについて

つくば市においては、平成18年に「つくば市生涯学習推進基本計画」を策定し、生涯学習の目的とその推進について、「個々人の自己実現を図る学習活動とともに地域社会の様々な課題を解決していく学習を含んでいることから、総合行政として自治体の全部局で取り組まなければならない」と、その方向性を示した。

また、平成20年には、庁内の横断的な連携をより深め、市民の多様なニーズに沿ったまちづくりを一層進めていくために生涯学習課を教育委員会から市長部局に移行した。

しかし、生涯学習課が所管する公民館にあつては、社会教育法の施設であることから教育委員会の権限に属する事務の補助執行という形で運営されている。

平成20年に実施した市民意識調査の結果を見ると、行財政改革において重視すべき事項として公共施設の利便性の向上が33.1%と高い数字を示している。

また、健全な行財政運営の観点からも公共施設の有効活用を図ることが、今日の多種多様な市民ニーズに応えられる施設のあり方として求められている。

そのため、市民ニーズに的確に応えられる施設とするためには、社会教育施設の枠を超えた横断的な行政運営に対応できる施設の運営が必要となってくる。横断的な行政運営を図るためには、教育委員会を超えた関係各課あるいは関連団体との連携が不可欠であり、施設を市長部局に移管することで、市民ニーズに応じた関係各課や関連団体との連携をスムーズにし、それによって施設の役割や利用の幅を広げることが可能になり、市民の利便性の向上を図ることができるというメリットがある。

4. 求められる施設のあり方について

今後の公民館のあり方について、つくば市の特性、生涯学習の方向性、そして市民ニーズの把握の3つの視点から検討してきた。

社会教育法の中で、社会教育とは主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義されている。

一方、生涯学習の推進にあたっては、個々人の自己実現を図るための学習活動を支援する側面と、日常生活や地域社会の様々な課題を解決していく地域コミュニティ活動を支援する側面があることから、生涯学習とは社会教育的な人づくりはもちろん、総合行政的な地域づくりにまで発展する概念である。

これからの施設のあり方については、この二つの側面をもった生涯学習の要請に合った施設とすることはもちろん、社会状況の変化に的確に対応し、多様な市民ニーズに応えられる施設として市民の利便性の向上につながるようにしていかなければならない。

そのため、近年の少子高齢化の問題や市民アンケート調査等での市民意見を踏まえ、市民ニーズへの対応として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が気軽に利用できる世代間交流の場としての役割も求められている。

また、周辺部にあつては、地域の歴史・文化の継承と創造の場にする、あるいは、研究学園地区にあつては、外国人居住率が高いので外国人の交流の場にするなど、つくばの特性とそれぞれの地域性に見合った施設のあり方が考えられ、地域内交流を促す施設としても活用できることが望ましい。

市民の利便性の向上の観点からは、アンケート調査の結果、施設に期待される付加機能として、子どもの学童保育的な利用を含むより自由な部屋の利用や行政窓口、情報提供などが上がっている。

5. 今後の施設のあり方について

求められる施設のあり方を踏まえ、今後、下記の方針に見合った施設づくりを目指していくことが望ましいと考える。

(1) 市民の学びを促す施設

生涯学習を推進する観点から、個々人の自己実現を図るため、例えば市民共同講座や大学、研究機関との連携講座の開催、図書室の充実、サークル活動の支援など学習活動を支援する施設を目指す。

(2) 地域の活力を促す施設

市民生活の向上に必要な地域づくりを推進するため、少子高齢化の問題や環境問題など日常生活や地域社会の様々な課題を解決していく地域活動を支援する施設を目指す。

(3) 世代間交流を促す施設

市民ニーズへの対応として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が気軽に利用できるようにユニバーサルデザインを推進し、子育ての仲間づくりなど子育て支援や高齢者のいきがい対策として高齢者学級の拡充など世代を超えた利用が出来る施設を目指す。

(4) 地域内交流を促す施設

市民の自主性を育み、市民協働によるそれぞれの地域性に見合ったコミュニティ形成の拠点となる施設を目指す。

(5) 市民が利用しやすい施設

市民の利便性向上の観点から、市民生活の充足度を向上させるため付加機能を持たせた施設を目指す。

以上、国の動向や教育委員会から市長部局へ移管するメリット、求められる施設のあり方を踏まえ、5つのあり方方針に見合った新たな施設名称に基づく条例を制定するとともに、新たな施設づくりを目指す基本計画を策定し、市民ニーズに応えられる施設にする必要があると考える。

6. 期待される効果について

あり方方針に見合った施設にすることで、個々人の自己実現が図られることはもちろん、地域課題解決のために役立ち、地域住民が交流し合うことによって、地域コミュニティ形成に寄与でき、住みよい地域社会づくりに貢献することが期待できる。

7. 今後の課題について

今後、市民だれもが共有できる施設を目指すためには、子育ての情報交換の場や青少年の健全なたまり場、高齢者のいきがいづくりの場など、施設を中心とした地域内の老若男女が共に交流できる場づくりを構築していくことが必要である。

また、市民に親しまれる施設となるためには、スマイルアップ運動を推進し、公務接遇を向上させるとともに、地域課題解決のためには、関係各課あるいは関連団体との連携が不可欠であることから、市民と行政間のコーディネート能力のスキルアップを図るなど職員研修を充実させ、職員の資質の向上に努めていかなければならない。

なお、利用者の利便性向上を図るために、利用者との意見交換会の実施や利用者協議会の設立を促すなどコミュニケーションをとる機会を設け、利用者の意向を把握しながら、他の施設の空き状況の検索の容易性や申し込み手続きの簡易性など運用面について継続的な改善に努めていくことが望ましい。

8. おわりに

あり方方針に見合った施設づくりを進めていく上で、施設事業の実施計画の進捗状況の確認や基本計画の見直し時における調査・審議は大変重要であることから、今後も当審議会を活用していただくことを要望する。

つくば市生涯学習審議会委員名簿（平成22年7月1日現在）

（任期：平成22年7月1日～平成24年6月30日）

No.	氏名	備考
1	小野 泰宏	市議会議員
2	柳沢 逸夫	市議会議員
3	沼尻 鉄也	各種団体等の代表者
4	酒井 昌夫	各種団体等の代表者
5	原田 祐美子	各種団体等の代表者
6	佐藤 則恵	各種団体等の代表者
7	鈴木 宏	各種団体等の代表者
8	赤荻 秀康	各種団体等の代表者
9	柘植 法子	各種団体等の代表者
10	大山 寛	各種団体等の代表者
11	株木 宗一郎	各種団体等の代表者
12	山口 哲司	各種団体等の代表者
13	根津 久美子	各種団体等の代表者
14	荒木 勉	学識経験者
15	小野 史子	学識経験者
16	手打 明敏	学識経験者
17	溝上 智恵子	学識経験者
18	大野 早苗	学識経験者
19	沢辺 文夫	学識経験者
20	大西 重信	学識経験者
21	鴻巣 統	学識経験者
22	吉田 浩子	学識経験者